

令和3年4月以降の介護予防・生活支援サービス事業 (第1号訪問・通所事業)の報酬単価等について

令和3年3月17日
(3月26日一部更新)
報酬改定関係資料

1. 介護予防訪問介護相当サービス費及び介護予防通所介護相当サービス費の報酬改定について

(1) サービス費の報酬改定について

「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15日厚生労働省告示第七十二号)」の交付に伴い、本市における介護予防・生活支援サービス事業に係る報酬を下記のとおり改定し、令和3年4月1日より適用します。ただし、令和3年9月30日までの間は、訪問介護員等によるサービス費のAからケまで、通所介護事業者の従業者によるサービス費のAからオまでについて、それぞれ所定単位数の0.1%を上乗せした単位数を算定します。

また、費用の算定に当たっては、以下に掲げるほか、「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)」に準ずるものとします。

なお、下記のサービス名称の表記については、サービスコード表の表記とは一致しませんので、ご注意ください。

① 訪問介護員等によるサービス費

ア 訪問型サービス費Ⅰ 268単位(1回につき)

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で4回までのサービスを行った場合に算定

イ 訪問型サービス費Ⅱ 104単位(1回につき)

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で5回目のサービスを行った場合に算定

ウ 訪問型サービス費Ⅲ 272単位(1回につき)

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で8回までのサービスを行った場合に算定

エ 訪問型サービス費Ⅳ 105単位(1回につき)

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で9回目のサービスを行った場合に算定

オ 訪問型サービス費Ⅴ 68単位(1回につき)

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で10回目のサービスを行った場合に算定

カ 訪問型サービス費Ⅵ 287単位(1回につき)

事業対象者、要支援2の者で、ケアプランにおいて週2回を超える程度の利用とされ

ている場合の1月の中で12回までのサービスを行った場合に算定

キ 訪問型サービス費Ⅶ 114単位（1回につき）

事業対象者、要支援2の者で、ケアプランにおいて週2回を超える程度の利用とされている場合の1月の中で13回目及び14回目のサービスを行った場合に算定

ク 訪問型サービス費Ⅷ 55単位（1回につき）

事業対象者、要支援2の者で、ケアプランにおいて週2回を超える程度の利用とされている場合の1月の中で15回目のサービスを行った場合に算定

ケ 訪問型サービス費Ⅸ 167単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて主に20分未満の身体介護を行う場合で、1月の中で22回までのサービスを行った場合に算定

注1 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注2 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。

コ 各種加算について

訪問介護員等によるサービス費に係る各種加算については、「介護保険法施行規則第四百条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第七十二号）」の別表中、第1項訪問型サービス費のちからるに準じて算定する。

【参考】単位数一覧

- チ 初回加算 200 単位（1月につき）
- リ 生活機能向上連携加算
 - (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位（1月につき）
 - (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位（1月につき）
- ヌ 介護職員処遇改善加算
 - (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 1000 分の 137
 - (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 1000 分の 100
 - (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 1000 分の 55
 - (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の 100 分の 90
 - (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の 100 分の 80
- ル 介護職員等特定処遇改善加算
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 1000 分の 63
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 1000 分の 42

② 通所介護事業者の従業者によるサービス費

- ア 通所型サービス費Ⅰ 384 単位（1回につき）
事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて週 1 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 4 回までのサービスを行った場合に算定
 - イ 通所型サービス費Ⅱ 136 単位（1回につき）
事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて週 1 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 5 回目のサービスを行った場合に算定
 - ウ 通所型サービス費Ⅲ 395 単位（1回につき）
事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 8 回までのサービスを行った場合に算定
 - エ 通所型サービス費Ⅳ 161 単位（1回につき）
事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 9 回目のサービスを行った場合に算定
 - オ 通所型サービス費Ⅴ 107 単位（1回につき）
事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 10 回目のサービスを行った場合に算定
- 注 1 事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 注 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。
- 注 3 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から当該事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1 月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると

認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア及びイ 376 単位

ウからオまで 752 単位

カ 各種加算について

通所介護事業者の従業者によるサービス費に係る各種加算については、「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第七十二号）」の別表中、第2項通所型サービス費のロからヨに準じて算定する。

【参考】単位数一覧

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位（1月につき）

ハ 運動器機能向上加算 225 単位（1月につき）

ニ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位（1月につき）

ホ 栄養アセスメント加算 50 単位（1月につき）

ヘ 栄養改善加算 200 単位（1月につき）

ト 口腔機能向上加算

イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位（1月につき）

ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位（1月につき）

チ 選択的サービス複数実施加算

イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480 単位（1月につき）

ロ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700 単位（1月につき）

リ 事業所評価加算 120 単位（1月につき）

ヌ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

(一) 事業対象者、要支援1・2の週1回程度 88 単位（1月につき）

(二) 事業対象者、要支援1・2の週2回程度 176 単位（1月につき）

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

(一) 事業対象者、要支援1・2の週1回程度 72 単位（1月につき）

(二) 事業対象者、要支援1・2の週2回程度 144 単位（1月につき）

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

(一) 事業対象者、要支援1・2の週1回程度 24 単位（1月につき）

(二) 事業対象者、要支援1・2の週2回程度 48 単位（1月につき）

ル 生活機能向上連携加算

イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位（1月につき）

ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位（1月につき）

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20 単位（1回につき）

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5 単位（1回につき）

ヱ 科学的介護推進体制加 40 単位（1月につき）

カ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の1000分の59

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の1000分の43
 - (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の1000分の23
 - (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90
 - (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80
- ヨ 介護職員等特定処遇改善加算
- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の1000分の12
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の1000分の10

(2) サービス費の報酬改定に伴う総合事業サービスコード表の修正について

令和3年4月1日の報酬改定に伴い、総合事業のサービスコード表についても修正します。新たなサービスコード表については、地域包括ケア推進室のホームページに(3月末を予定)掲載しますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、サービスコード表の修正にあわせて単位数マスタ(CSV形式)(4月上旬を予定)も掲載しますので、ご利用ください。

【担当】

長寿政策課地域包括ケア推進室

TEL : 077-528-2741(直通) FAX : 077-526-8382

メールアドレス : otsu1498@city.otsu.lg.jp